

選択約款の新旧対照表

	(旧) 選択約款	(新) 選択約款
○. 単位料金の調整	<p>当社は、基本約款にもとづき、毎月、別表の各料金表に定める基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。<u>ただし、基本約款にもとづき算定した平均原料価格の金額が 133,360 円以上となった場合の平均原料価格は 133,360 円といたします。</u></p>	<p>当社は、基本約款にもとづき、毎月、別表の各料金表に定める基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。</p>
付 則 1. 本選択約款の実施の期日	<p><u>2022 年 4 月 1 日</u>から実施いたします。</p>	<p><u>2023 年 3 月 1 日</u>から実施いたします。 <u>ただし、2023 年 3 月 31 日までに支払義務が発生するものについては本選択約款の変更前の選択約款（*****）にもとづき料金を算定します。また、2023 年 4 月分から 2023 年 8 月分の料金の算定にあたっては、下記 2 のとおりといたします。</u></p>
<u>2. 本選択約款の実施に伴う経過措置</u>		<p><u>料金算定期間の末日が 2023 年 4 月 1 日から 2023 年 8 月 31 日に属する料金に適用する調整単位料金の算定に用いる平均原料価格は、基本約款 19. 単位料金の調整 (2) ②で算定した平均原料価格の金額が 133,360 円以上となった場合、次の式で算定した平均原料価格を適用いたします。</u></p> $\text{平均原料価格} = 133,360 \text{ 円} + (\text{基本約款 19. 単位料金の調整 (2) ②で算定した平均原料価格の金額} - 133,360 \text{ 円}) \times 50\%$ <p><u>(算定結果の 10 円未満の端数を切り捨て)</u></p>